

記入例

就学援助申請書（兼委任状及び同意書）

提出先は「就学援助制度のお知らせ」裏面をご覧ください。

前年度から引き続き就学援助を受けようとする者は継続に○

新規

継続

住所 〒 414-8555 電話 (×××-××××-××××) 携帯可

伊東市大原2-1-1 ○○○○アパート□□□号室

○○小 学校

生計を一つにする家族

No.	続柄	氏名	氏名カナ	生年月日	年齢	勤務先(職業)、学校(学年)
1	保護者	伊東 ××	イトウ ××	S××.×.××	××	㈱××××
2	妻	伊東 ○○	イトウ ○○	S○○.○.○○	○○	○○○○ (パート)
3	長男	伊東 □□	イトウ □□	H□□.□.□□	□□	□□中学校2年生
4	長女	伊東 △△	イトウ △△	H△△.△.△△	△△	△△小学校1年生
5	次男	伊東 ☆☆	イトウ ☆☆	H☆☆.☆.☆☆	☆☆	☆☆保育園年中
6	母(祖母)	伊東 ◇◇	イトウ ◇◇	S◇◇.◇.◇◇	◇◇	無職
7						
8						

※ 令和5年4月1日現在で記入

住所が同一かではありません！ ⇒ 裏面を参照

注意：令和5年度に西小、旭小はありません。伊東小学校となります。

申請理由 (就業状況、経済状況、生活状況、困窮している理由等) については、可能な限り詳しく記入。※審査の重要な材料になります。記載が無い場合、審査ができません。

就学援助費の ※ 学校徴収金 添付する通帳 (写) と同一の口座情報を記入 します。(通帳の写しを添付) します。

金融機関名 伊東	銀行 信用金庫 労働金庫 農協	金融機関コード ※ (4桁) を記入 × × × ×	本支店名 伊東	支店 支所 本店	本支店コード ※ (3桁) を記入 ○ ○ ○
口座番号 (普通口座) ※ (7桁) を右づめ記入	□ □ □ □ □ □ □	口座名義 (カタカナ) イトウ ××			

同意書

教育委員会が就学援助認定のため、私及び世帯員に係る課税 (所得等) 及び住民記録の情報等を確認すること並びに認定審査の際、必要に応じて伊東市民生委員・児童委員に本申請書記載事項を情報提供することについて同意します。
また、転学・進学等に際して、関係教育委員会及び学校間で援助の状況の引継を行うことに同意します。

原則、申請者と同じ口座名義

学校徴収金の未納があるときは、就学援助費の請求、支領、戻入及び執行に関する一切の権限を校長に委任します。

上記のとおり、申請します。

令和××年××月××日

保護者氏名 伊東 ××

印

上記の者から就学援助申請があったので報告します。

令和 年 月 日 伊東市立 学校 校長 印

教育委員会使用欄

記入不要

世帯所得	審査結果	認定区分
総所得 (円)	<input checked="" type="checkbox"/> 認定	1 生活保護受給 (要保護)
規準額 (円)	<input type="checkbox"/> 不認定	2 市県民税非課税
生活保護基準額 倍	<input type="checkbox"/> 留保	3 生活困窮
		4 特殊事情

「生計を一つにする家族」の考え方

下記を参考にご判断してください。判断がつかない場合は下記【問い合わせ先】までご相談ください。

- ※ 住所が同一かでは判断しません。**生活する上での金銭的関わりがあるかないか**で判断します。
- ※ あくまでも 下記一例を参考にご家庭で「生計を一つにする家族」の範囲を考えていただくこととなります。
(就学援助認定審査の過程で当該範囲について確認させていただくことがあります。)

「生計を一つにする家族」に含む	「生計を一つにする家族」に含まない
<ul style="list-style-type: none">・ 単身赴任や大学等進学により実居住地が異なるが生活する上での金銭的関わりがある場合・ 婚姻関係はないが、生活を共にしている場合（住所が同一かは問わない）・ 別居中（離婚はしていない）だが、子の児童手当など公的援助を受けている場合・ 住民登録は別世帯だが、同居しており日々の生活において金銭的交わり（光熱水費や食費の支払いなどの援助がある等）がある場合 など	<ul style="list-style-type: none">・ 住所が同一でも実際の居住地が異なり生活する上での金銭的関わりがない場合・ 離婚しており金銭的関わりがない一方の親等・ 住所は同一だが、生活する上での金銭的関わりがない場合（例：二世帯住宅であり金銭的関わりがない場合） など

上表における「子」とは就学援助申請書に記載された児童生徒を、「親」とは当該児童生徒の親を指します。

就学援助とは別に通学支援（定期券購入補助、スクールバス利用など）を受けている場合

就学援助制度とは別に、通学支援（学校統合に伴う路線バスの定期券購入補助、伊東市が運行しているスクールバスを主に利用しての通学、その他通学に対する金銭的援助を別制度にて受けている など）を受けている児童生徒は、就学援助の内、通学費は支給対象外となります。

【問い合わせ先】

伊東市教育委員会
教育総務課 教育政策係
電話：0557-32-1912